

源泉所得税の徴収状況調 の提出をお願いします

給与所得などの源泉所得税について、平成17年分源泉所得税の徴収状況調（合計分）の提出期限は1月31日（火）です。提出漏れがないように、お願いいたします。

■問合せ 伊予西条税務署法人課税部門
TEL 0897-56-3293

公的年金等の確定申告説明会を開催します

公的年金受給者を対象に、確定申告書の作成方法などをアドバイスします。

■日時・場所 別表のとおり
■説明会で必要な書類

○確定申告書（ない場合は当日お渡しします）

○平成17年分の給与所得・公的年金等の源泉徴収票

※公的年金以外に収入のある方は、その所得の計算に必要な書類など。

○国民健康保険料などの支払金額が分かる書類

○国民年金保険料などの支払いを証明する書類

○生命保険料や損害保険料の控除証明書

○医療費の領収書など、所得

控除に必要な書類
○住宅借入金など、特別控除に必要な書類

○申告者名義の預貯金口座番号が分かるもの

○印章・筆記用具・電卓

※税法改正による申告者の増加で、当日はかなりの混雑が予想されます。医療費控除等を受ける方と公的年金以外に収入がある方で、収支計算の必要な方は事前に計算をしてください。

■問合せ 伊予西条税務署個人課税第一部門
TEL 0897-56-3292

確定申告説明会の日時・場所

地区	日 時	場 所
丹原	2月1日・2日 9:00～16:00	丹原福祉センター 2階大会議室
小松	2月1日・2日 9:00～16:00	小松総合支所 2階ホール
東予	2月3日・6日・7日 9:00～16:00	東予総合福祉センター（ほほえみプラザ）2階第2会議室
西条	2月8日・9日・10日・13日 9:00～16:00	総合福祉センター（もてこい元気館）3階研修室（2）

産業別最低賃金が改正されました

愛媛労働局では、産業別最低賃金を次のように改正し、平成17年12月25日から施行しました。

改正後の産業別最低賃金

- ① パルプ、紙製造業
1時間 740円
- ② 一般機械器具製造業
1時間 756円
- ③ 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業
1時間 716円
- ④ 船舶製造・修理業、船用機関製造業
1時間 764円
- ⑤ 各種商品小売業
1時間 670円

※④の最低賃金については、金額改正が行われていません。
※①～⑤の労働者と、①～③の業種には、最低賃金の適用除外となる労働者・業種が決まられています。詳しくは、次のところへお問い合わせください。

■問合せ
○愛媛労働局賃金室
TEL 089-935-5205
○新居浜労働基準監督署
TEL 0897-37-0151

年金を受けるには裁定請求の手続きが必要です

国民年金や厚生年金などを受ける資格があっても、年金を受給するための手続き（裁定請求）をしないと年金が支給されません。

裁定請求をするには、裁定請求書と必要書類を提出する必要があります。提出先は、加入している年金の状況で異なります（左表参照）。

裁定請求書の提出先

年金の加入状況	裁定請求を行う年金の種類	裁定請求書などの提出先
国民年金1号被保険者期間のみの方	老齢基礎年金 障害・遺族年金	西条市役所担当課
国民年金3号被保険者期間のある方	老齢基礎年金 障害・遺族年金	新居浜社会保険事務所
複数の年金に加入し、最終加入制度が国民年金の方	老齢基礎年金 老齢厚生年金	新居浜社会保険事務所
	障害・遺族年金	○初診日・死亡日の加入制度が1号被保険者期間の方は、西条市役所担当課 ○初診日・死亡日の加入制度が3号被保険者期間の方は、新居浜社会保険事務所
複数の年金に加入し、最終加入制度が厚生年金の方	老齢基礎年金 老齢厚生年金	最後に勤めていた事業所を管轄する社会保険事務所 ※退職している場合は新居浜社会保険事務所
	障害・遺族年金	
複数の年金に加入し、最終加入制度が共済年金の方	老齢基礎年金 老齢厚生年金	新居浜社会保険事務所
	障害・遺族年金	それぞれ加入していた共済組合

○1号被保険者とは自営業・農林漁業・学生などの加入者で、3号被保険者とは厚生年金・共済年金加入者の配偶者です。
○初診日とは被保険者が障害の原因となった病気やけがの初診の日で、死亡日とは被保険者が死亡した日です。
○老齢基礎年金は、保険料の納付期間と免除期間を合計して25年以上（受給資格期間）ある人が65歳になったときに支給されます。希望すれば60歳から繰り上げ支給を請求することもできますが、その場合は支給額が減額されます。
○老齢厚生年金は、1カ月でも厚生年金に加入した方が老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている場合、65歳になったときに報酬比例の年金を老齢基礎年金に上乗せして支給されます。
○1年以上厚生年金の加入期間がある方は、60歳から65歳までの間、特別支給の老齢厚生年金が支給されます。

詳しくは、各提出先へお問い合わせください。

■問合せ

○新居浜社会保険事務所
TEL 0897-35-1300
○市庁舎本館保険年金課
年金係（内線2436）
○東予総合支所市民生活課
保険年金係（内線153）
○丹原総合支所市民生活課
保険年金係（内線208）
○小松総合支所市民生活課
保険年金係（内線133）